

「裁判員経験者の意見交換会」議事録

日 時 平成25年8月30日（金）午後1時30分から午後3時30分まで

場 所 千葉地方裁判所大会議室（新館10階）

参加者等

| | | |
|----------|---------|-------------------|
| 司会者 | 柴 田 寿 宏 | （千葉地方裁判所刑事第4部判事） |
| 裁判官 | 高 橋 純 子 | （千葉地方裁判所刑事第4部判事） |
| 裁判官 | 小 川 貴 裕 | （千葉地方裁判所刑事第4部判事補） |
| 検察官 | 寺 尾 智 子 | （千葉地方検察庁検事） |
| 検察官 | 石 垣 麗 子 | （千葉地方検察庁検事） |
| 弁護士 | 野 口 泰 三 | （千葉県弁護士会所属） |
| 弁護士 | 竹 内 治 | （千葉県弁護士会所属） |
| 裁判員経験者 | 1 番 | 男 |
| 裁判員経験者 | 2 番 | 女 |
| 裁判員経験者 | 3 番 | 男 |
| 裁判員経験者 | 4 番 | 女 |
| 裁判員経験者 | 5 番 | 男 |
| 裁判員経験者 | 6 番 | 男 |
| 補充裁判員経験者 | 7 番 | 男 |
| 補充裁判員経験者 | 8 番 | 女 |

議事要旨

別紙のとおり

【司会者】 それでは、「裁判員経験者の意見交換会」を始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、またお暑い中、裁判所にお越しいただきまして、まことにありがとうございます。

千葉地裁刑事4部で裁判長をしております柴田と申します。本日、司会を務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

裁判員制度が始まって4年が経過しましたが、まだまだ現場では試行錯誤しながら日々運用を改善している状況です。

裁判員制度をよりよいものにするためには、これに携わる検察官、弁護士、裁判官が実際に裁判員や補充裁判員を御経験なさった皆様の率直な御意見や御感想を直接お聞きすることが不可欠であると考えております。

そういう趣旨で、本日は裁判員裁判を担当している検察官、弁護士、裁判官にも来てもらっています。

お名前だけ先に紹介させていただきますけれども、千葉地方検察庁の寺尾智子検事。そして、石垣麗子検事。それから千葉県弁護士会の野口泰三弁護士と竹内治弁護士。そして、千葉地裁からは、高橋純子裁判官と小川貴裕裁判官です。法曹の皆さんには、後ほど自己紹介してもらいますので、よろしく願いいたします。

それでは、お手元の話題事項についてという紙に沿って進めさせていただきたいと思います。少し細かいほうですね。こういうマイクも私も既に圧迫感があるのですけれども、最初発言しにくいかもしれませんが、どうぞ遠慮なさらなくて御自由に発言なさってください。

まず話題事項の1として、裁判員を務められた感想を簡単にお聞かせくださいとあります。ここにいきたいと思いますが、特にテーマは設けておりません。まずは、裁判員裁判を御経験なさったの全体的な感想を御自由にお聞かせいただければと思います。

進め方ですけれども、まず私のほうで最初に皆様が担当された事件を簡単に紹介

させていただきますので、それに引き続いて皆さんからお話お聞かせいただければと思います。

それでは、1番の方から順番に進めさせていただきますので、よろしくお願いたします。まず、1番の方には、裁判員として殺人未遂の事件を担当していただいたと聞いております。

これは、末期がんの夫が自殺を考えて、その前に体調の芳しくない妻の首を包丁で切りつけて殺そうとしたという、老夫婦の心中未遂事件ですかね、そういった事件で、被告人は罪を認めていて、その刑の重さ、これが争点となって結論は執行猶予付きの判決になったと聞いております。

それでは、1番の方、務められての御感想を教えてください。

【1番】 制度のDVDをたしか送られてきてまして、その中に体験者の話として、ぜひ参加したほうが良いというようなことをDVDのほうで見まして、それで私も、もしそういうふうになりましたらやってみようかなという気持ちの上ではありました。

それで今回見事当選しまして、四日間の公判でしたけれども、これ当然初めてなのでどういうふうになるのかわかりませんでしたけれども、まず最初、すぐ公判に入りまして、午後からですけれども、ただ、メモをとるのにも、それが大変で、内容がどういうふうになっているのかというようなところまではなかなか把握できなかったと。どういう事件かもわかりませんでしたので、まず行ってからそれからの事件のことについて自分なりにメモをとると。そういう算用でしたので、それが大変なのと、終わってから評議室で裁判長以下いろいろな方と話して、大体こういう事件だったのかなと。だんだん内容がわかってきたというようなのが現状ですね。

実際に四日間やってみて、嫌だとか辛いとかそういうのはなかったですけれども。6人の中に一人は、ちょっと証拠品とか見たときに気持ちが悪くなったとか言った人もいましたけれども、四日間それなりに体験できてよかったなというような感想です。

【司会者】 どうもありがとうございました。後ほどまた具体的に詳しくお伺いしたいと思います。

それでは、続いて2番の方です。2番の方には、裁判員として、強盗致傷など複数の犯罪を犯した被告人の事件を担当していただいたと聞いております。

主な、一番メインになる事件は、路上を歩いていた若い女性に男性の被告人が催涙スプレーをかけてバッグを奪おうとしたと。これが強盗致傷になるのかならないのかといった点が争点になったというので、結論としては強盗致傷になると判断をなされた上で、刑は懲役4年6カ月の刑と。そういう刑が言い渡されたということのようです。

それでは、2番の方、よろしくお願ひいたします。

【2番】 最初は、裁判所のほうから通知というか封筒が届いたときは、頭が真っ白になって、ほわっと、私何か悪いことしたかなみたいな感じだったのですが、中を開けて裁判員でどうですかみたいに書いてあったのですが、それも当たらないだろうなと思ってたのですが、でも、どこかではやっぱりやってみたいなのはあるって、そのすごい葛藤ではないのですが、何かこう思い悩んでいたとか思っていたところがあって、そのまま裁判員をさせていただいたので、私に担当したこの事件に関しては、先ほど司会の方がおっしゃっていたのは、1件の催涙スプレーを使って強盗に当たるかどうかだったのですが、そのほかにも複数刑があったのですが、ちょっと特殊な事件で、すごい判断が難しいというか、普段やらないようなものを使ってやっているの、皆さんで話し合ったときとかも、何を争点にしてどういうふうに刑を決めたらいいのかというのがすごい難しかったのですが、本当にいろいろな見方をする人がやっぱりいて、ああこういう見方もできるんだとか自分も勉強になったし、年齢も若い女性もいたし年配のおじさんもいたのですが、すごく知識の高い方もいて、それぞれにそれぞれの立場で思っていること、感じるものが全然違っていたので、それをみんなで一つにまとめるといって、缶詰の状態で話をするというのは大変だった

のですけれども、思ったよりはきつかったですね。1日目終わったときも、頭もパンパンになって、うち帰っても思考回路が停止みたいな感じで、普段使っていない頭使ったんだなみたいな疲れが出たのですけれども、二日、三日とやっていくうちに、皆さんの口も開くようになってすごくいい雰囲気でしたので、裁判員制度というのは敷居が高いのですけれども、勇気じゃないのですけど、呼ばれたら行くしかないのですが、できればやっていただいて、いろいろなことを学んで、学べる場所なので、ぜひ参加していただければと思います。

【司会者】 ありがとうございます。また後ほどぜひ具体的にお話ししていただければと思います。

皆さん、お手元にお茶が配ってありますので、発言の前後ですね、ちょっと喉も渴くでしょうから、どうぞ御自由にお飲みになってください。

それでは、次、3番の方です。3番の方には、裁判員として、覚せい剤の密輸事件を担当していただいたと聞いております。

被告人は外国人で、自分のスーツケースに覚せい剤が隠されていたことは知らなかったと言って無罪を主張しましたが、有罪という判断をなされた上で、懲役9年及び罰金500万円という刑を言い渡したと聞いております。

それでは、3番の方、よろしく願いいたします。

【3番】 細かいことをちょっと置きまして、やはり参加した印象としては、審議に参加することで精いっぱいだったかなと。こうして後から反省するといろいろ出ますけれども、そのときには、やはり審議にどう参加したらよいのかと、どう判断したらよいのかという感じでございました。

結果としては、参加したことは、アンケートにもありますように96%の人がよかったと言っているわけですが、確かによかったのですけれども、じゃあ参加したことはよかったけれども、参加したことはこの国の司法だとかにどう役立ったのかなというのは、いまだにわかりません。本当に役立ったのだろうか、裁判員制度に参加して、国がよくなったのだろうかという評価はもう一ついるのではな

いかと思っているのですけれども、それは自分なりにまだ判断できていません。

これは一つずつ振り返ってみますと、私はもう古希を過ぎています。古希を過ぎたら断ってよいと、こういうふうにあったのですけれども、ああなるほどなど。参加してみて、古希を過ぎて断ってよいという意味がよくわかりました。結構、体力的にきついですよ。なぜかという、お勤めをしていて定年になった後に、家でぶらぶらしていますと一生懸命自分では頑張っているつもりですけれども、拘束を受けてないんですね。やはり朝、ここに10時に来なさいということは、2時間前に出ていますから、出て、使っていない頭を使っていると精神的にこたえるし、あ、なるほどなど、古希を過ぎてぶらぶらしているやつは断ってよいという意味はここにあるのかなと、自分なりにちょっと思いました。

それでも応募したのは、ちょうど平成17年ぐらいにある支部で、この裁判員制度のガイダンスをちょっと受けたのですね。そのときには、導入されるときには古希になるから知ったことではないわと、こういう感じだったのですけれども、自分が選任のあれで来てみると、一つのチャンスなんだなと思って応募させていただきました。

また、先ほどのアンケートを調べると、70代を過ぎてからやっている人の人数も物すごく少ないのですけれども、当たる率が高くなっているんですね。よく考えたら、皆さん事前に古希過ぎていると言って応募を断っているから、残った人の分母と分子の数で当たる率が高かったのかなと、ちょっと思っています。

そういうことで、あとはこの中身の判断ですけれども、私の場合は外国人で覚せい剤ですから、ちょっとこの裁判員制度の裁判で、殺人だとか傷害だったら市民の身近なところなのでしょうけれども、私の場合にとってみれば、覚せい剤という言葉は聞いたことがあるけれども、実際に覚せい剤ってどんなものか知りませんでした。そうすると、身近でない感じがしたのですね。その中で、裁判のルールで、常識に沿って判断したら、疑わしきは罰するなどと書いてある。難しいことを言われているなど。私も現役時代、常識的に判断しなさいとよく言われていたのですけれど

も、これぐらい難しいことはないですね。悩ましいですね。実際に。それをつくづく思いましたけれども、その常識的という言葉の意味がいまだにちょっと、裁判と常識というのはどうなるのかなというようにちょっと疑念があります。

そういうことで、先ほど言いましたように、参加させていただいたことは大変ありがたかったし、その過程を、司法の過程をみせてもらっていたことは非常によかったのですけれども、自分としては、それがどの程度、どのような形で役立ったのかなというのが疑問に残っている。ただ、結果としては、外国人といえども一人の人を裁いたことに加担していたのですね。それを、重みがあるなど。それを重く受けとめなければならないのかなということを思っております。そういうことです。

【司会者】 どうもありがとうございました。

また後ほど具体的にいろいろと御意見お伺いしたいと思います。

それでは続いて4番の方です。4番の方にも、裁判員として、覚せい剤の密輸事件を担当していただいたと聞いております。

やはり、外国人の被告人だったようですけれども、この被告人は罪を認めて、量刑だけが争点となって、結論としては懲役7年と罰金250万円という刑が言い渡されたと聞いております。

それでは、4番の方、よろしく願いいたします。

【4番】 初めての経験で本当にドキドキして、最初、文書いただいたときは、ああこういうことについて話し合うんだなと思って頭の中に秘めて行ったのですけれども、実際被告人席で被告人がいらっしゃったら、やっぱり心情というものが入っちゃうんですよね。どうしても、日本語で、慣れない日本に来て、ごめんなさいとか済みませんとか涙を流されたら、ついこう心情が入っちゃって、やっぱり女の人3人で男の人が3人だった場合、意見がどうしても違ってきちゃうんですよね。ああこんなに人って一つのことでも、私たち女性だったらこんなに反省しているじゃないかと思っちゃうのですけれども、違う意見だと、それは芝居じゃないのかとおっしゃる方もいるから、ああこれってすごく難しいんだな、どうしてもやっぱり

裁判って心情を入れちゃいけないっていても、実際そういうふうに見ちゃったら入っちゃうものなんだなというふうに感じましたね。

それから、外国人だった場合は、日本語を訳していただくから、すごく疲れちゃうので、だからメモなんかとる暇もなく、ただ聞いているだけでその日は終わっちゃうという感じで。確かに疲れましたが、大変本当にいい勉強をさせていただいたなと感謝しております。ありがとうございました。

【司会者】 こちらこそ、ありがとうございました。また後ほど具体的にいろいろ意見をいただきたいと思います。

それでは、次は5番の方です。5番の方には、私が裁判長として担当した強盗致傷事件に裁判員として参加していただきました。その節は大変お世話になりまして、ありがとうございました。

この事件は、当時18歳の被告人が、仲間と二人乗りしたバイクで路上を歩いていた女性の背後からバッグをひったくったというものだったのですが、被告人は身に覚えがないと、自分じゃないということで、有罪か無罪かが正面から争われました。結論は有罪となって、少年ということで刑は懲役3年以上5年以下という不定期刑が言い渡されました。

この事件ですけれども、それでは5番の方、よろしく願いいたします。

【5番】 私も70を過ぎておりますが、裁判員を拒否することもできたのですが、非常に貴重な体験をさせていただくということで参加させていただきました。

最初、裁判員裁判、裁判員として見聞きしたことを一切他人に話してはいけないんだというふうに思っていましたから、これはえらいことになったと思ったのですが、他人に話してはいけないというのはそれほど多くはなくて、裁判長のほうから、これとこれとこれについては他人に話してはいけないけれども、そのほか公開の場で行われた裁判の内容だとか、その事件のあらましなんかは語っても全然問題ないということで非常に気が楽になりまして、この裁判員をなさる方も、そういうことを初めからわかっていればもっと気楽に引き受けられるんじゃないかという感じが

いたしました。

担当した事件は、かなりどじな犯人のあれで、弁護人は非常に弁護しづらかったと、私たち裁判員を納得させるような弁護がなかなか難しかったように思われます。こういう人に対しても、弁護人というのは弁護しなきゃならないんだなと思って、それには本当に弁護人の方の御苦勞を改めて感じさせていただきました。

感想は、以上です。

【司会者】 どうもありがとうございました。また後ほど具体的にお話しいただければと思います。

それでは、6番の方です。6番の方には、裁判員として、覚せい剤の密輸事件を担当していただいたと聞いております。

被告人は、覚せい剤を飲み込んできたのですが、飲み込んだものが何かは考えなかったということで無罪を主張したと。結論としては有罪という判断をなさった上で、懲役10年と罰金500万円の刑を言い渡したというふうに聞いております。

それでは、6番の方、よろしく願いいたします。

【6番】 私は、ちょうど自治会の会長をやっておりました忙しかったんですよ。それで、たまたま日ごろ、新聞等を見まして、非常にこの裁判員制度について、よく怖いとか何か後で事件に巻き込まれるとか心配してやめる方が多かったとか、いろいろ見ていまして、どういうあれなのかなということ、私も年ですし、こちらの方もおっしゃったように、私も70過ぎていまして。まあ、生きているうちに何か社会に多少なりとも協力できるものがあるならと思って、ちょうど4月の20日で自治会が一応任期終わりましたので、決算を見ましてですね、それでこの会合がその週から、ちょうど間に合ったものですから、もし当たれば、来ればこれは一応引き受けようと思って非常に関心はありました。

それでたまたま当たりまして、覚せい剤の密輸入ですね、この事件にあったわけですけれども、とりあえず、そういう裁判のこの協議会ですか、話の中でも裁判の初めですね、係の方々、なかなか皆さんやはり割と若いんですね。私らは年なもの

ですから。こういう方がいるなという印象を持ちまして、非常に勉強されているのか、物すごくやっぱり理解されているいろいろ雰囲気もよくつくられて、とってもいい雰囲気の中でお話ができたと思います。

事件につきましては、外国で起こったことですがけれども、日本へ持ってくるんですね、大きな覚せい剤を。普通じゃ考えられない、こう飲み込んでね。80袋ですか。そういうようなことをして、不思議だとわかるはずなんですけれどもね、みんなとぼけてたわけですよ。それから、弁護人さんの話を聞いていまして、要は家庭がひどい貧乏で、中古車の業者販売やっているのですけれどもね。その被告人ですか。非常に家庭が困って貧乏だと、その一辺倒で要するに金が欲しいんだと。実際いろいろ聞いていますと、何かこの話を持ってきた人も、ぐるで何だそういう組織があるのではないかと、その被告人も飲んで、大変な量ですからね。8時間もかけて飲んでいるわけでしょう。それでおかしいと思うの当然なのですが、そういったごく当たり前のように見ることが、一切合財とぼけて知らない知らない、要するにわしは金がもらえればいいんだと、うそだけどね、ということで、もう一切合財知らない。また弁護人さんの話を聞いていると、弁護人さんも、とにかく弁護しなきゃいけないから、もう非常に私らから見たらちょっと何となくかったるい感じもしたのですよ。その犯人だったかな、本当に貧乏なのかどうかという、実際に子どもが何人いて、教育なんかにお金がかかるとか言っているけどね、果たしてそのアフリカのほうで現地に取材も何かしてるんかなあと。いろいろ疑問を感じました。その聞いている中で。

検察の方のほうは、非常によく調べて、やはりきちんとしたものになってましたね。ちょっと弁護人のあれが、弁護する側ですからね、何とかその人を少しでも刑を軽くしなきゃならないなんて、わからないのではないのですけれども、とにかく近ごろ、事件もあんまり多いので、私は年だから、終戦の年に小学校入ったわけですよ。そのころは、本当にビンタで殴られもしたんです、ちょっと悪いことすると廊下に立たされて、革手袋に水くっつけてチャーンとやられたぐらいだった。

それで、今の日本は経済大国になったんだけど、その割に非常に事件が多いですよ。しかも凶悪な殺しの事件が多い。私らのころはそういうことはなかったです、殴ったのなんだのは、それはあったです随分。だから、最近物すごく犯罪が悪い、人殺しのあれが多いですよ。ぐるでやったり、子どもなんかも事件を。そんなことから、ちょっと関心は深かったんですよ。何とかやはり日本の今の裁判制度、でもああいう評議会なんかで聞いていると、裁判をやっている方は、本当に皆さんしっかりしている方で、常識もあるので、ちゃんと我々の話したことも聞き入れて、あるものには、やはりそういうものを何となく取り入れてくれているようなところもありましたね、その刑に。

そんなことで、いろいろ感ずるものはありました。ただ、大変やはりこれは参加させていただいてよかったなど。こういったことはできるだけ多くの方が経験して、人生勉強になるほうがいいんじゃないかと思ひましてね。そんなことで、大変ありがたいと思っております。

以上です。

【司会者】 ありがとうございます。また後ほど具体的にお伺いしたいと思います。

それでは、続いて7番の方です。7番の方には、補充裁判員として殺人未遂事件を担当していただいたと聞いております。

スナックで一緒にお酒を飲んでた知人の暴言に腹を立てた被告人が、果物ナイフで首を突き刺すなどしたという事件で、殺意の有無などが争点となって、殺意はあったという判断をなされた上で、アルコール急性中毒ということで心神耗弱状態だったことなども考慮して、執行猶予付きの判決を最終的に言い渡されたと聞いております。

それでは、7番の方、よろしくお願ひいたします。

【7番】 まず最初、裁判員に認定される前に封筒が届くじゃないですか。私、2回封筒が来ました。うちの嫁にも1回来ました。私のほうは、最初のほうは、封

筒が来ただけで何もなかったのですけれども、2回目封筒来たときに招集がかかったので、1回外れているので当たることはないだろうということで想定していたのですが、いざ呼ばれてみまして、この地裁に来て、実際抽選というか、会場に来て席に座ったときに、何か当たりそうな予感がしました。実際、同じ裁判やられた方も、そんな当たるんじゃないかなという予感はしていたという話は何名からかは聞いていました。

いざなってみまして、先ほどおっしゃったように、事件の内容が心神、酔っ払いですね、なので、供述についても証言についても、みんなちぐはぐな意見で、ある意味、評議をしている最中もみんな憶測でこの人はこう言っているからこうだったんじゃないのかとか、結構憶測でものを言っていたので、どうやって評議というか確定していいのかというのは、とまどった部分でもありました。

あと、補充裁判員ということで、実際の最後の判定、裁定ですか、票には入らないのでちょっと黙っていようかなと思ったのですけれども、結構仕事柄しゃべるほうなもので、結構意見をさせてもらったのかなと思っております。

あとは、ちょっと余談的なものですがけれども、会社員ということで、うちの社内で実際に裁判員に最後までいったのは私が初めてだったみたいで、会社としての対応もちょっととまどっていたようです。私のほうは一週間、実際に四日間でしたか、仕事の業務の調整がちょっと手間取ったということもありました。何とか調整つけて参加させていただいたのですけれども。いずれにしても、大変貴重な経験というか体験というか、させてもらったなと感じています。

以上です。

【司会者】 どうもありがとうございました。また後ほど具体的にお話しいただければと思います。

それではお待たせしました、最後8番の方です。

8番の方には補充裁判員として、女性に対する性的暴行などの事件を繰り返した男性被告人の裁判を担当していただきました。被害者は6名いらっしゃって、その

うち1名の事件で、最初から強姦までするつもりがあったのかという点が争いになって、判断としては、最初はそこまでは思ってなかったという判断をなされた上で、刑としては懲役18年の刑を言い渡されたというふうに聞いております。

それでは、8番の方、よろしくお願いたします。

【8番】 私も最初、裁判員の封筒が届くときに、封筒がこんなの届いたよということで話を聞いて、前々から、高校のときから裁判員制度の話が出ていた時期だったので、学校などでDVDなどでその裁判員制度ではどういうことをやるのかとか、あとは内容を裁判所でちゃんと法廷を見て聞いて、その後評議に移って話し合いをするということを知っていたので、少し裁判員制度というものは関心がありました。その封筒が届いたときに、私のひいおばあちゃん死んじゃったのですけれども、ひいおばあちゃんにも届いていたということで、何か当たりやすいのかなという感じがしまして、そして二、三カ月その封筒が届いてからたって、また招集がかかって、裁判員候補者に選ばれましたということで、この裁判に来たときに、もしかしたら私が選ばれるのかなという気があって、それでも裁判員として、ちょっと興味があるからいけたらなとは思っていました。最後、補充の2番ということで本当の最後の枠で選ばれて、何かしらの形でこういう縁が回ってきたのかなということで、しっかり裁判員務めようと思って四日間、五日間ですかね、裁判に参加させていただきました。

その参加した中では一番若いと思うので、意見をどういうふうに伝えるかということが裁判中ちょっと難しかったところではあるのですが、その6件の事件が、その一人の被告人によって行っていたということを説明していただいて、その量刑を決めるということで、有罪か無罪か問わないということだったので、内容自体は法廷の中で検察官の方が一から十まで話してくださって、その中でどこまでの刑を決めるかというところが大きかったので、そこまで、有罪にするか無罪にするかで大きく何か左右されるということにはなかったですけども、内容を決める際に、やはり最初の争点となったところで、少し議論をするところでちょっと意見を述べ

るということが少し大変だったかなという部分はありました。

補充ということで、最後その評議で評決をとる際に、票に入らないということをして伺っていたので、その前に評議に移る材料としては、もう全部言いたいことは全部言おうと思って、内容は結構積極的に参加できたかなという印象ですね。

五日目に最後、評決、判断言い渡すところで、参加しなくても大丈夫ということを知ったのですけれども、この強姦致傷の最後の判決も自分が参加したということで法廷で参加させていただいて、最後の判決までいられたということは、やはりちょっといい経験になったのかなと思っています。

以上です。

【司会者】 ありがとうございます。また後ほど具体的にお話ししていただければと思います。

皆さんから一通り感想をお伺いしました。どうも皆さん、ありがとうございました。

皆さんに一通り発言していただいたので、ここからはどんどん御自由に発言していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

では、続けて話題事項の2、いよいよ中心的な話題ですが、審理のわかりやすさというところに入っていきたいと思います。

ここに書いてありますように、検察官のパートと弁護人のパート、そして裁判官のパートというふうに大きく分けさせていただきました。きょうは、それぞれ本当の検察官、弁護士それから裁判官参加しておりますので、そういった方からも意見を述べてもらいながら進めていきたいと思っています。

それでは、最初は検察官ということですので、まず、本日出席の検察官のほうから一言自己紹介と、あと、特に今回皆さんにお聞きしたい事項があれば、合わせてお伺いしたいと思いますので、では、寺尾検察官からお願いできますでしょうか。

【寺尾検察官】 検察官の寺尾と申します。

今回千葉地検に来たのが、今年の4月からでして、既に10件程度の裁判員を経

験しております。8番の方の事件は私も立ち会いをした事件でした。

やはり、最終的などといった刑が出るかということは、我々には非常に興味のある事柄で、一体どういう評議がなされているのかなというのは一番の関心事なのですが、それはともかくとして、私たちが、これがわかりやすいただろうと知っている工夫して証拠調べの方法等を行っているのですが、それがどのくらい伝わっているのかということをお聞きしたいと思っておりました。こういう点は改善したほうがいいんじゃないかというところがありましたら、ぜひおっしゃっていただければ、我々の改善にもつながりますし、やりやすい方向になっていくと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

【司会者】 ありがとうございます。

では、続いて石垣検察官、お願いいたします。

【石垣検察官】 検事の石垣と申します。よろしく願いいたします。

私は、寺尾検事の下でといえますか、一緒に同じ部屋で仕事をさせていただいておまして、何件か寺尾検事と一緒に裁判にも立たせていただいております。

裁判員裁判でない事件についても、通常裁判に立ち会って、どのような事実があったのかということをお聞きしたいという役割を担っていますが、やはり裁判員裁判ということだと、特にわかりやすく判断していただきやすいようにということで工夫をしているところです。

最終的に裁判所の法廷で私どもがいろいろ説明をしたり、モニターに画面などを映してお話ししたりするのは、あれは、こうやったほうがわかりやすいんじゃないかとか、いやしかしこの順番のほうがとか、やはり事前に内部でもかなり検討した上でやっているところです。

もちろん、こちらがいいんじゃないかという方もいれば、このようなほうがわかりやすいんじゃないかという方もいて、いろいろ内部でも意見が分かれたりする中でもやっているところです。実際、そうやってできあがったものが、皆さんにどのように伝わっているのか、もう少し、例えば時間が短いほうがいいのか、皆さ

んが担当された具体的な事件の中で、もう少しこういうことがあったらよかったなということなどがあれば、教えていただけたらと思います。よろしく願いいたします。

【司会者】 ありがとうございます。

それでは、検察官の活動について、皆さんが経験された裁判員裁判についてですが、御意見をお伺いしたいと思います。

お手元のこの紙には、検察官が活動する代表的な場面がア、イ、ウ、エという形で書いてあります。思い出すきっかけにさせていただけたらと思うのですが、アというのは冒頭陳述。審理の最初に検察官が行った説明のことですね。それから、証拠の説明、イですが、皆さん多分証拠の大多数は検察官が出してきた証拠をごらんになったと思いますが、モニターを利用した書類の説明や供述調書の朗読などがあったかと思います。さらに、証人尋問、被告人質問における検察官の質問ですとか、最後、論告求刑とあって、審理の一番最後に検察官が行った意見の表明ですね。そのほかにもいろいろあるかもしれませんが、これは順番にやっていくわけではありませんで、皆さん印象に残っている点、それぞれおありだと思いますので、順番は不同で構いませんので、特に印象に残っているところをお話ししていただければと思います。先ほど申し上げたとおり、特に順番は定めませんので、手を挙げていただければ私のほうでお願いいたしますので、よろしく願いいたします。いかがでしょうか。検察官の活動について。

では、1番の方、よろしく願いします。

【1番】 私の担当したものは殺人未遂ということで、冒頭陳述から証拠の説明、証人、被告人に対する質問等、これをひっくるめてお話ししたいと思うのですが、私は初めてですから、どういう順序で話をされるのか、その辺も興味あったのですが、わかりやすくですね、私はですね。わかりやすく説明されたなというような印象です。

当然、現場のモニター、これはベッドのところもちゃんと説明されて、被害者の

方がどういうふうに寝ていて、それで被告人がどういうふうにしたのかというようなことも逐一説明されながら、また、人形を使いながら、どちらのほうから向かって刺したのかとか位置はどういうふうなのかとか、そういうような詳しく説明されて、その辺はわかりやすかったと。

それから、証拠物件なのですから、これ当然包丁ですから、それがまともにこう出されたときにはちょっとびっくりもしましたし、最初お話ししましたが、女性の方が3人いたのですけれども、やはりちょっと衝撃的だったというような話も聞いております。

いずれにしても、今回の事件は被告人が末期がんで、すぐにも入院しないといけないというような状態の方が被告人席に座って、それでいろいろと公判をしたというような状態だったので、ちょっと被告人も元気のなさそうなことで、それに対応するような話し方ぶり、対応的にも非常に、私が感じた中では非常によかったのではというような意見です。

【司会者】 どうもありがとうございました。

【3番】 私の担当は、これにありますように覚せい剤で、外国人で自分は知らなかったと。何か組織か何かから借りたことも知らなかったと。ただ、人から借りたスーツケースを持って日本に来た。その中で、税関のときにおかしいというので調べたら、1.4キロぐらいの覚せい剤がスーツケースの上方に入っていたという事件ですけれども、いわゆる被告のほうは犯罪を否定していて、検察官が冒頭でやられたのは、おっと思ったのは、1枚の絵で、1枚の紙、関連図というのでしょうか、ポンチ絵という、私たち若いころポンチ絵ポンチ絵と言っていたのだけれども、ポンチ絵で示されたのが、最近の裁判所はこうなったのかなと、イメージでは字面ばかりかなと思っていましたので、それはもう強烈な印象でしたね。しかも色刷り、いわゆる矢印があって、三色の色刷りで関連図を書いておられると。したがって、事実がここにあって罪は何なんだと、そういう意味では、非常にわかりやすかったと思います。ただ、全部これで言い切れているのかなという反面はありましたけれ

ども、冒頭の陳述が二日目ぐらいから見るとよくわかったと思っています。

それから、証拠としては、覚せい剤といわれてもちょっとわかりにくかったのですけれども、現物を評議室にスーツケースと覚せい剤の現物を持ち込んでいただいて見せてもらった。そこで、ああこれなんだという実感ですかね、証拠の実感が湧いてきました。なるほどな、身近に手にとって見てくださいと、ただ、物すごくいい加減な、雑な隠し方というのですかね、隠匿の仕方、え、これ本当に組織がやるのかなという感じはあったのですけれども、後々の陳述を聞いてみると、その隠し方も一つの手段だったかなと、いわゆる本人は知らないうちに誰か入れたんだというふうな被告の弁明を与えるような隠し方だったのかなという、後から思いました。

それからもう一点、証拠の説明をモニターでされたので、ちょっと私はわかりにくかったのは、税関を通るときに、確認書とか何を持ってきましたかというような確認書があるそうですけれども、それをモニターで調べたりしたのだけれども、字面が全部日本語でないですから、日本語の訳もある。で、何でもこういうことをするのかということ、最初物すごくわかりにくかったですね。聞いているうちに、なるほどな、スーツケースを借りたのを持ってきたのですか、あなたの所有物を持ってきたのですかということを知っているのですね。でも、自分にとってみたら、旅行に外国に行くのにこれ借りてきました、なんて書くかなと。いや、自分のものですと言って申告するんじゃないのかなというのが、ちょっとわかりにくかったですね。そういう感じを受けました。

【司会者】 ありがとうございました。

ほかの方はいかがでしょうか。

5番の方、よろしくお願いします。

【5番】 私が担当した、二人乗りのバイクの後ろに座っていた人物が、女性のハンドバッグをひったくろうとしてつかまえて引きずったんですね。その人が、転倒しながら急に離れたはずなのか、バイクが転倒して、転倒したところへちょう

ど通りがかりの人が後ろの座席に座っていた犯人を見届けていて、そして、警察の証拠品として出された写真は、1枚の用紙に6人の写真が載っていて、それが4枚で24名の人の中から無作為に見せて、この人が犯人だと指さしたというのですが、それが4枚のうちの1番最初のページの2番目のところに犯人の写真が。どうもそれが私ひっかかって、なぜ、2枚目以降ならば、まだ24人の中から選んだって、作為的に一番最初のページに載せたんじゃないかと、ちょっとそこがひっかかったところなんです。

【司会者】 ありがとうございます。

ほかの方、いかがですか。

では、8番の方、どうぞ。

【8番】 担当したのが強姦致傷と強姦とか6件の事件だったのですけれども、内容としては、ひたすら事実を述べられて受けとめていくということで、1日裁判でも見て聞いてメモをとるということ、結構精いっぱいだった面もあります。ただ、件数がちょっと多かったので、途中休憩も挟みながら続いていたのですけれども、被害者の方が人形などを使ってこういうことでこういう体勢になったりとか、あとはどういう状況で犯人に襲われたというか、そういうことを写真でモニターに映して見ていたときに、私はちょっと衝撃的というか、帰り道とか普段何気ないところでの犯行だったので、ちょっと裁判の中で衝撃が大きかったかなという面がありました。

あとは、その犯行に使われたものなどを実際に評議室などで見たときに、やっぱりちょっと判断には関係ないのですけれども、少し恐怖というものを感じて、それが評議に関係するのか、かかわってこないかというところが自分でもちょっと心配なところがありました。

【司会者】 ありがとうございます。

今、4人の方からお伺いしましたので、今まで聞いているところで、検察官のほうでちょっと質問なさったり、あるいはもう少し突っ込んで聞いてみたいというところ

ころはありますか。

【寺尾検察官】 済みません，質問というか，率直な感想でもいいですかね。

【司会者】 どうぞ，はい。

【寺尾検察官】 まず，1番の方の御感想でなるほどと思ったのは，包丁を出されたときにびっくりしていた方がいらっしゃったということなのですが，我々の悪い癖で，職業柄慣れてしまっているのです，例えば死体の写真とかは最近大きく取り上げられているので，できるだけ見せないようにしようとか，あるいは何かもっと血まみれの衣類とかそういうものは多分どきっとするだろうなという感覚はあるのですが，包丁，多分台所にも置いてあるものなので，余り想像力が働かないんですね。なので勉強になりました。いろいろなものを，見せ方，工夫する必要があるかもしれないなと思いました。

【1番】 結局，そういう現場の言葉，いくじゃないですか，説明。それで，ベッドにも血はついているんですね，当然。その後の証拠で包丁を見せられましたから，本当にそういう裁判員の方は皆さん初めてだと思うので，それでびっくりしているのじゃないかと思えますけどね。普段，何気なく見ている包丁ですけれども，そういう事件で使った包丁ということですね。

【寺尾検察官】 ちゃんと想像していただいているということですよ。

【1番】 そういうことですよ。

【司会者】 8番の方もそういう趣旨なのですか，証拠を見ている中でリアル過ぎて恐怖を感じたという面があったのでしょうか。

【8番】 そうですね。ガムテープとカッターナイフが証拠品だったのですけれども，結構身近にあるものだったので，逆にこんなガムテープで犯行を行ってしまうのかということで，ちょっと怖かったです。

【司会者】 それは，例えばガムテープとかカッターナイフとかが証拠として出てこなかったらどうだったでしょうかね。

【8番】 出てこなかったら，女性を狙っての犯行というところで，ちょっと女

性として少し共感してしまったりとか、そういうところはあると思うのですがけれども、ただ、普段使っているものということがすごい大きかったのかなというのがあります。

【司会者】 証拠を見て、皆さんいろいろなことを想像されるということはよくわかると思いますけれども、検察官も先ほどおっしゃっていただいたように、想像力を働かせていただければと思います。

【1番】 それは見せないとわからないですね。

【寺尾検察官】 そうですね。やはり適切な量刑という意味では、実際に見ていただかないと、という気持ちはあります。

【司会者】 その点については、どこまでが必要なのかということ、我々法律家として裁判員の皆さんの負担とかも考えながら日々検討していると、そういった状況ということですかね。

【寺尾検察官】 3番の方がおっしゃった、最初ポンチ絵が出てきてびっくりしたとおっしゃっていたのは、我々もすごく試行錯誤をされていて、今まで裁判官だけで裁判されているときには、証拠も多分、裁判員みたいな事件だと10倍以上出させていただいていたのですね。そのかわり法廷で全部読み上げるようなことはせずに、大体こういった証拠ですということを書いて、全部預けて、裁判官ひとりで読んでいただくという形だったので、出す証拠ももちろん多かったですし、そういう1枚の紙で絵を書いて説明するというようなものは必要なかったんですね。

わかりやすく説明するためにどうしようということで工夫して今の形になっていて、まだ今後試行錯誤必要だと思うのですが、ただ、我々としても、裁判員裁判になって皆さんそんなに1カ月も2カ月もとどめて、証拠を全員に読んでくださいというわけにいかないの、必然的に絞り込んで本当に必要なものだけ出すという形になってきたので、逆によかった面もあるのかなというふうには感じています。

先ほど、税関の確認書の意味がわかりにくかったということをおっしゃっていて、あと、一番最初の御感想でも、役に立ったのだろうかということをおっしゃって

たのですが、千葉の場合は成田空港がある関係で、やはり覚せい剤の密輸の事件が非常に多くて、あれは裁判員裁判として一般の人が一般の感覚で裁くのに向いているかという、やはりなかなか難しいですよ。論理としても、確かにそんなの税関通るとき面倒くさいからあずかったものがあったとしても自分のものだと書きちゃうんじゃないのとか、うっかり入っていて気づかない場合もあるんじゃないのかと考え始めると、多分逆に非常に難しかったと思いますので、関税法違反事件を担当された方は非常に判断を迷われたんじゃないかなと思います。役に立っていないことは全くないので、その点はずっと裁判官の方のほうがもちろんそれは感じてらっしゃることだと思います。

【3番】　　ちょっとよろしいですか。

【司会者】　　はい、どうぞ。

【3番】　　後ほどちょっと申し上げようと思ったのですがけれども、この覚せい剤で、しかもこのように事実があるのに全て否定しておる事件を、我々裁判員が本当に裁けるのかなという、ちょっと不安がありました。当時の裁判長にも、これ本当にいいんですかという質問はしました。そういう意見はないことはないですよということをおっしゃったのですがけれども。だから、これだったらむしろ専門の裁判官の方がやったほうが早いのかなという。

　　ちょっと話飛びますけれども、これ全部できあがったストーリーで動いているんじゃないのかなというのも思った。いわゆる密輸組織が、おまえこうこう教えないよという、弁護人は知らない、教えてないのだから知らないんだと、だから無罪だと。そういう物語ができているところにのっかって動いているんじゃないかと。というか、私が担当したような事件は多分類似の事件がたくさんあって、捕まえたところで、事実があったところで知らぬ存ぜぬと、私関知しませんという事件ではないのかなというので、余計ちょっと自分なりに、あれちょっと裁判員としてはちょっと違うのじゃないのかなという疑念が途中ありましたが、最後で、そうはいつでも、ちょっとまた話が飛びますけれども、被告が最後に判決を受けてから、おまえ

たち日本人はいいことをしたんだと、いわゆる麻薬が拡散しなかったからラッキーだったと。じゃあ自分が持ち込んだことの罪は反省しないで、俺が捕まったから拡散しなかったというふうなことを言ったんですね。あ、これはやっぱりみんな国民は知らなきゃいけないなど、最後は思いました。

そういうことで、もう一つ、ああいうポンチ絵というのは、裁判員制度ができてからつくられたんだらうなという、ちょっと変な言い方だと思います。

【寺尾検察官】　　そうです、そうです。

【3番】　　だから、裁判所も相当合理化を図られているんだなという感じは受けました。

【司会者】　　どうもありがとうございました。いかがですか。

はい、どうぞ。

【寺尾検察官】　　簡単に。5番の方のおっしゃった写真面割帳、あれ警察がつくってくるのですが、1枚目の2番目にあつたからちょっと疑問に思われたというのも我々にとっては割と新鮮で、どちらかというとなんか無作為にいろいろなところに入れるので、いつも真ん中辺にあつたら、やはりそれはそれで1枚目にはないだろうとなってしまうので、1枚目にあるものもあれば最後にあるものもあれば、大体は真ん中辺になるという感じなのですよね。写真を持ってるのが大変なので、明らかに1枚だけ違う写真になってしまったりとか、外国人の中にひとりだけ日本人がいるとかいうものについては、警察にお願いしてこういうのはつくりなさいと、もっと誰だかわからない、同じような人を選んでくださいとはお願いしているのですが、その位置についてもというのはちょっと新鮮でしたので、持ち帰ってまた検討したいと思います。

あと、8番の方には個人的に質問したいことがあるのですが、いいですか。

【司会者】　　はい。

【寺尾検察官】　　済みません。

私、直接担当した事件なので言うのですが、本当若い女の子ばかり狙って強姦と

か強制わいせつを繰り返している被疑者で、1件だけ、彼が携帯電話でムービーを撮っているのがあったんですね。

【8番】 はい。

【寺尾検察官】 それをどうするか、証拠としてどうするかということで、もちろん公の傍聴人がいる中で流すということは考えなかったのですが、これ、あるのだから裁判員には見ていただくじゃないかという話も公判の前の手続の中ではあったんですね。ただ、やはり生々しすぎるので、相当ひどい内容でしたし。じゃあ検察官男女二人でそれぞれ犯人と被害者の役をやって話すかみたいなこともあったのですが、最終的には最後、紙に書いて読んでもらうという形にしたのですが、あれはいかがでしたか。臨場感、ありましたか。

【8番】 そうですね。法廷内で流すべきものじゃないなというのは感じたのですけれども、紙で読ませていただいても、女の子の立場に立って考えてしまうところがやはりあるので。

【寺尾検察官】 あれでも結構ショックですよ、多分。

【8番】 そうですね。紙だけでも結構、文字に起こしてあるだけでも衝撃的な内容でした。

【寺尾検察官】 ありがとうございます。

【司会者】 石垣検察官、いかがですか。

【石垣検察官】 皆さんに発言いただいたものと、またちょっと話題を変えてなのですが、お尋ねしたいなと思っていたのは、証拠の内容を説明していく中で、供述調書とって目撃者の方であったり、被害者の方であったりの調書を朗読されたという事件はございましたでしょうか。

【7番】 たしか、ありました。

【石垣検察官】 その供述調書を法廷で読み上げるというのを聞かれたときに、内容が頭に入りやすかったかとか、時間的に長かったんじゃないかとか、あれぐらいでというか、私それ担当してなかったのだからわからないのですけれども、ある程度

であれば直接話をその場で聞くのではなくて、書類の読み上げであっても理解は十分可能なのかといったことをお伺いしたいなと思います。

【7番】 余り記憶が定かじゃないのですけれども、供述調書だったか、警察が容疑者というのですか。

【司会者】 被告人ですか。

【7番】 被告人と調書をとっているときの録音テープをたしか流されたんですよ。それも供述調書ですか。あれは違う。

【石垣検察官】 テープ、撮影したものを流すということですか。

【7番】 そうです。

【石垣検察官】 それは調書そのものとはちょっと違いますね。その調書を作成する、あるいは取り調べをしている様子を上映というか再生するというものなので。

【司会者】 供述調書って、あたかもこう、その人になりきって私がこのときこうしましたとか、こうこうこうでしたと、検察官が多分物語のように読んでいく書類があったと思うのですけれども。

【7番】 はい、たしかあったような気がします。今、余り記憶がないということは、余り参考にはならなかったんだと思うのですけれども、あと、ちょっと先ほどの1番と8番の方の意見の中で、私が担当させていただいたのだと、争点が殺意云々ということで、人形を使って説明があったとあったのですけれども、私のときはそれがなくて、文章とあとパワポで何か関連図というかフロー図みたいなのがあって、その説明だけで、実際評議のときに裁判員の方たちと、体勢がああだこうだという議論があったんです。できれば、人形とかを使って刺し方がどうだとかというのを最初に説明、文章にはたしかいろいろ何か書いてあったのですけれども、そういった説明があったらもっと入りやすかったのかなというのは、きょう感じました。ちょっと供述調書のとずれちゃってますけど。

【司会者】 いいえ、決してずれてないと思います。非常にいい御意見、多分検察官の方にすごく参考になったのではないかと思います。ありがとうございました。

ほかの方で、供述調書について何か御意見がある方はいらっしゃいますか。よろしいですか。いいですかね、石垣検察官。

【石垣検察官】 はい。

【司会者】 そうすると、そろそろ検察官のパートを終わりたいと思いますけれども、まだ意見述べておられない方で、検察官の活動についてこういう点が印象に残っているという御意見があれば、ぜひおっしゃっていただければと思います。いかがですか。

2番の方、どうぞ。

【2番】 意外と初日に検察の方から証拠提出とかいろいろあるんですけど、意外と頭に残らないんですよ。評議室に戻って、何て言ってたっけという感じで、私の場合は検察の方が事件を表にしてくれて、被害者の名前とこういう事件、いつ起きてこういう事件で被害がどのぐらいで、被害者の方が許してくれたかどうかというのを一覧表にしてくれたのが、結構皆さん話しているときもそれがもとになっている感じなので、皆さんおっしゃられていたように、例えば殺人のことだったら人形を使ってやってみるとかというふうに、入っていきやすいというか、興味を持ってああそうなんだというような、ちょっと検察官の方たちには書類をつくったり、そういう人形を用意するのはすごい大変なことかもしれないのですが、文章で多分持ってこられても、難しい言葉だったりするので、具体的にやっていただけたら入りやすいかなというのがあるし、あと、証拠に関してなのですけども、今回私の担当した事件は殺人ではないのですけれども、その殺人の証拠となるものは、提出されるじゃないですか。それをこちらで見たいとか見たくないという希望というのはとれるのですか。

【司会者】 いえ、事前に話し合いして、裁判官と検察官と弁護士でこういう証拠を調べましょうということを決めるんですけども、その証拠は基本的には見ていただくという決まりになっています。

【2番】 それは、私はちょっと遠慮したいのですがと言うのはないというこ

とですか。

【司会者】 そうですね。

【2番】 そうすると、1番の方のときに、具合が悪くなった方がというふうにおっしゃっていたのですけれども、私たちのときは、証拠品はスプレー缶だったのですけれども、やはり皆さん、一概に口をそろえて言っていたのは、もし殺人事件の担当に自分が選ばれたときに、そういう包丁を見せられたら、多分ショックを受けるといふふうに言って、逆に刃物じゃない件を担当してよかったといふふうにやはりおっしゃっていたので、多分、1番の方おっしゃったのですが、ショックな人はすごいショックだと思うので、何かもっといい方法、見ることに選べるかということがちょっとあるといいかなと思うのですが。はい。

【司会者】 わかりました。どうもありがとうございました。

これも貴重な御意見だと思います。先ほど申し上げたように、どうしてもやはり見てもらおうと決めた以上は見てもらわないといけないので、今、私たちが考えているのは、本当に見てもらわないといけない証拠なのかということを中心に考えた上で、どうしても見てもらわないといけない証拠は絞ってそれは見てもらおうと、そういうやり方で裁判、できるだけ負担を少ない方向に進めたいといふふうに考えています。そこも、検察官、弁護人の方と事件ごとに話し合いながら進めているところです。どうもありがとうございました。

よろしいですかね、検察官の活動について皆さんから御意見をお伺いしました。どうもありがとうございました。

それでは、ここで少し休憩させていただきたいと思います。2時50分まで休憩して、そこからまた続きを始めたいと思いますので、一旦休憩させてください。

(休憩)

【司会者】 だんだん評議の二日目ぐらいの雰囲気になんてこられて、安心しておりますので、活発に引き続き御発言いただければと思います。

今度は弁護人のパートです。弁護人の活動について、皆さんから御意見をお聞き

したいと思いますので、最初に本日出席しておられる弁護士の方に自己紹介と、それから今日参加している皆さんにお尋ねになりたいことがあれば、合わせておっしゃってください。お願いします。

【野口弁護士】 弁護士の野口と申します。

これまでに裁判員裁判を担当したのは10件ちょっと程度だと思います。今でもどのようにやったらいいのか、特にわかりやすさという点では試行錯誤を続けているという状態です。

今回お集まりの皆さんの事件を担当したものは、私自身はございません。その意味ではちょっと細かいところはわからないところがあるかもしれません。

特に私のほうからお尋ねしたいという点は、全般的にお感じになったことを全てお伺いしたいというところはあるのですが、我々も裁判に臨む前に、やはりこれをこの裁判で伝えようというところをやはり明確にした上で、それが伝わるように、やはり伝わらないと全然考えていただけないということで一生懸命考えているので、その点わかりやすさという点は問題になるのですが、それがわかるように個々の裁判での活動をしているつもりです。

その意味では、全然意味がないことはしていないつもりなのですが、ただ、個々の弁護人がやっている活動の中で、何をやっているのかよくわからない、意図がわからないなとか、そういったことを感じられた点があれば、その点については教えていただきたいかなという点はありますし、最終的に我々が言いたいことは弁論というものに集約されていきます。その弁論の内容が評議とかみ合っているということであれば、結果は最終的には御判断ということになりますけれども、一応ちゃんと仕事をして、言いたいことを伝えられたのかなというところにつながっていくのですが、なかなか弁論と評議が実際にはかみ合わなかったとか、それが理由がそもそも何言っているのかわからなかったのか、あるいはそれは全然関係ないよという話なのか、あるいはもっと、わかるけれどもちょっと全然違うレベルのところでのを考えるべきだというようなことで意味がなかったと、かみ合わなかったとか、

そういうような事情があれば、特に教えていただけたらと思っております。よろしくお願いたします。

【司会者】 では、竹内先生、よろしくお願いたします。

【竹内弁護士】 竹内でございます。初めまして。

私は今、4年目の弁護士でございまして、裁判員裁判を担当させていただいた経験が6件になったところでございます。まだまだ修行不足を常にかけていて、常にこういった活動を法廷で行うことが求められているのかということ絶えず研究しているつもりでございます。

そういった意味で、我々弁護士みんながそうなのですけれども、そういった弁護士みんなの努力がどのように伝わっているか、逆に伝わっていないのか、伝わっていないのであれば今後どのような視点で積み重ねていけばいいのかといったことについて、ぜひ御示唆を賜りたいと考えております。

【司会者】 ありがとうございます。

弁護人についても、先ほど検察官のときと同じように、この紙に弁護人の代表的な活動を例示してございますので、思い出すきっかけにいただければと思います。先ほどと同じように、これ一つ一つというわけではなくて、特に印象に残っている点などをお話いただければと思います。

では、皆さんいかがでしょうか。

4番の方、よろしくお願いたします。

【4番】 私の場合は、覚せい剤のあれなのですけれども、もう本人が自分で罪を認めていたわけですね。ですからそのときに、弁護士の先生が、その本人になりかわって、本当に訴えたいことをちゃんと明確におっしゃってくださったから、どうしてもそっちに心情が私たち傾いたので、弁護士の先生ってすごいなというのが、すごい記憶に残っているんですね。

それと、やはり外国の方なのに、その先生たちがずっと話しされて、私たち何も知らないで裁判官に聞いたら、国選だとこのぐらいの給料しか出なくてと聞いたの

で、余計に、何て偉いんだろうという、感心したところもあって、それだけすごいなと思いました。

【司会者】 ありがとうございます。

ちなみに、参加された事件で、先ほど申し上げましたけれども、結論は懲役7年と罰金250万円ですが。

【4番】 そうです。やはり、先生の力がちょっと強かったかなというところがありました。

【司会者】 ちなみに、検察官の求刑は懲役12年及び罰金700万円ですので、弁護人の力は大きかったんですね、やはり。

【4番】 済みません。

【司会者】 いえいえ、ありがとうございます。

同じように、何人かの方から御意見をお聞きしたいと思います。ほかの方、いかがでしょうか。

では、3番の方どうぞ。

【3番】 同じように覚せい剤の件で担当したのですが、検察官のほうからは、ポンチ絵みたいな関連図が1枚出たんですね。弁護士さんのほうからも出たんですけども、私からいえばちょっと古いんですよ。まだ、ぐじゃぐじゃと文字面があったので、もう少し整理をされて出されたほうが、訴えがあっただろうと。

ただ、私またちょっと憶測が入るのですが、もう弁護士先生としたら弁護しにくかったのかなと。だから最後のほうに、疑わしきは罰せずとの言葉が書いてあるのかなと。やはり決め手がないような、いや、一生懸命否認はしているのですが、決め手がないような事件と見られていたのかなという印象で入ってきました。ちょっともう少し、こういうことだから無罪なんだとかいう形で整理をされるべきではなかったかと、具体的に字面は覚えていませんけれども、そういう印象を持っています。

【司会者】 ありがとうございます。

もう少し御意見をお伺いしたいと思いますが、ほかの方はいかがでしょうか。

では、8番の方、お願いいたします。

【8番】 私の担当した強姦致傷の事件も、犯人はもう認めていて、あとは量刑ということで刑を決めるということだったのですけれども、その中で、やはり裁判の流れの中でも、被告人をかばっているというか、弁護している弁護人の方も、お母さんであったり、あとは知人の方も証人と呼ばれたりとかして、その被告人の周りのどう思われていたという状況と、あとはこういうことがあって被告人の方も苦しんでいてということをお話になっていたので、検察の方だけの意見を参考にすることもなく、弁護人の意見だけを参考にすることもなく、両方の意見を取り入れてちゃんと判断できたかなという印象が強いです。

【司会者】 弁護人もきちんと役割を果たされていたということですかね。

【8番】 はい。

【司会者】 ありがとうございます。

では、1番の方、お願いします。

【1番】 私のところの事件は、先ほどもお話ししましたがけれども、被告人が末期がんの人ということで、家庭内的にも、被害に遭った奥さんがもうそのときには傷も治って、お父さんは許してあげますよと。あと、長男の方が証人として出たのですけれども、長男のほうも、これからはおやじのほうを面倒みてやるというようなことで、弁護人の方は若い女性と男性二人で弁護されていましたけれども、それなりにその被告人の立場を考えて話されていたというような印象ですね。

【司会者】 ありがとうございます。

今、4人の方ぐらいからお伺いしたので、今、お聞きになって弁護士の方いかがですか。何か感想とか御意見とか、さらにお聞きになりたいこととかあれば、どうでしょう。

【野口弁護士】 では、ひとまず私のほうから感想的な話をします。

4番の方、8番の方、1番の方は自白の事件で量刑が問題だったということのよ

うでして、その意味で弁護人として伝えたいことというのがちゃんと出せたということで、弁護人の先生方頑張られたんだなと思ってよかったなと。私こういう席に前にも来たことがあって、そのときにはお叱りを受けたので、今回は評価していただいて非常に嬉しく、私ではないのですが、嬉しく思っております。

ちなみに、報酬の点については確におっしゃるとおりなので、特に報酬の点をどうこうというよりも、弁護士側は検察官や警察官と違って、証拠の収集のための活動をしようとしても限界がやはり非常に強い。費用が全然出ない。裁判員裁判はほとんど実は国選です。私選の弁護人はほぼいないと。私選であれば、本人がお金を負担して、もっと言えば外国人の事件だったら本国に行っていよいよと言われたら行くんですけども、残念ながら国選の事件であれば、本国に何か意味のある証拠があり得たとしても、わざわざとりに行くお金はどこからも出ないと。できることとすれば、家族がいれば送ってくれというところまでであるというところがあって、なかなか活動がうまくいかないという中でやっているんだということは、事情としてはありますと。だからどうという話ではないのですけれどもね。

それはともかくとしまして、あと、3番の方にお話をいただきました。3番の方の担当された事件ですが、やはり先ほどから専門家がというところもありまして、確かに覚せい剤の密輸事件というのは、なかなか身近な事件ではないというところで、これをそもそも裁判員の方にお問い合わせする事件から外そうかという議論もあるところですが、実際は。ただ、個人的には私は外すべきではないと思っていまして、なぜかという、別に運んでくる人が普通の人だったりするわけです、やはり。それは本当に普通の人なのかどうかわからないのですけれども、そうであれば皆さんとある種そこまで離れた人間ではないのであれば、同じような目線の中で考えていただいてもいいのではないのかなと思うところはあります。

特に3番の方にちょっとお尋ねするとしたら、弁護士なので証拠がなければ無罪なはずだという話なんですよ。そこで、具体的にもうちょっと言われたらということもおっしゃられてはいたのですが、ちょっとその専門家の方と、裁判員が入る

この意味合いがちょっとわかりかねているというお気持ちの点をもうちょっと教えていただければというふうに思っています。

【司会者】 いかがですか。

【3番】 言ってしまえば、殺人だとか傷害だとかの事件とは違って、持っていること自体、いわゆる薬物を持っていること自体が罪だし、しかも後からよく見たら罪の重さがすごいんですよ。最低3年以上だったと思いますけれども、懲役にして。そういう重い罪の、証拠のはっきりしていない、逆に言えば、検察の方も状況証拠は言われるけれども、確たるものがない。それで、弁護士の方も、今の話外国人ですから、通訳がどの程度言っているのかわかりませんが、これが決め手ですよ、無罪だというものはない、それを常識的に判断しなさい、こうなると辛いなと思ったのが実情なんです。

だから、逆に言えば、先ほど言いかけたように、こういうのはバックに組織があるんでしょうけれども、組織と共謀してと書いてあるのですね。共謀の事実はないんですね。ないというのは、証明しておられないのです。持っていることは共謀しているのだろうと、推測に過ぎないですよ。だから、罪の重さは共謀して売りさばこうとして営利目的と、と書いてある。その辺がちょっと辛いなという感じを物すごく受けて、これは専門家でやられたほうがいいのではないかと。しかも、こういう物語はできているストーリーの中で動いているんじゃないかと。組織はおまえこう言えよ、おまえには知らせないと言っていないんですね。弁護人は、組織は運び屋に教えないこと自体が組織なんだと。だから、持ち込んだ人は、そこは私は知りません、存じませんと言うのは当たり前なんだと。だから無罪だと、そういうことになるのかなというふうに思ったのが物すごく疑問なんです。

それは麻薬だけでも、いろいろな組織は下っ端のほうには教えないですからね。そういうふうに、ちょっと思いました。

【司会者】 個別の事件はちょっと難しい、本当に密輸の事件って私も幾つか担当させていただいて、本当に難しいなと思います。専門家にやっていただければと

言うのですけれども、専門家って、一応専門家なのですけれども、やはり難しいものは難しいですね。なので、これからも試行錯誤しながらやっていかないとイケないかなというふうに思っています。

ちょっと個別の事件の難しさは別にして、裁判員裁判としてのわかりやすさというところで、もう少し弁護人の活動についてお話を引き続き伺っていきたいと思うのですが、その前に竹内先生、今までの意見をお聞きになっていかがですか。

【竹内弁護士】 　少し、1点伺いたいと思います。

先ほどの最初の感想の中で、6番の方から、弁護人が国に家族がいるんだなんていう言い分が出ていて、ほんまかいなと思ったという御指摘があって、検察官、捜査機関の側から、比較的証拠を充実させていたのに対して、弁護人の側からは裏づけもなかったしといった、大変耳の痛い御指摘をいただきました。

それに関して、どうなのでしょう、例えばそういう場面で、弁護人は被告人のかわりに被告人の家族にエアメールを送ったりして連絡を試みるものがあって、たまには返事が来ることもあるんですね。そういう手紙を出せば、家族がいること自体は例えば立証できると。ただ、そんな訳のわからん言葉で書かれた外国語の手紙を証拠として出してもなといった悩みがあって、公判に至るまでの間に、これはいいだろうということで整理したりして公判に臨むという背景もございます。

その中で、6番の方、もし、今回、例えばその裁判で家族の写真1枚出てきたら少し何か違ったのではないかとといった感想をお持ちなのか、さらにそこから進んで、もっと証拠がいろいろ多く雑多に出てきてもよいというふうにお感じになったか、あるいは必要な証拠に整理されていてわかりやすいというふうにお感じになったか。そういった御感想をほかの方も含めて伺いたいなと思いました。

【司会者】 　ありがとうございます。

では、まずは6番の方、いかがでしょうか。

【6番】 　私も初めてだから、ちょっと自分の感じで言っている点も多いのですけれども、何かこの、家族が非常にお金に困っているし、教育費も大変だとか、そ

ういうことでこの人は、金をとにかくもらえばいいんだと、何も知らんというような、要するにもらえばいいんだというような、そういう部分を、その一点張りなのですよね、この事件では。けども、弁護する側としても、全くそれを100%のみにして、私が気になったのは、本当にもう少しやはり弁護人といえども、調べられないところもあるんじゃないかと。特に外国とのあれですから、先ほど聞いて私も初めてそういうお金が大変でそういう行って調べるのもあれがなかなかできんということで、じゃあ弁護士さんのあれじゃないかと。国際犯罪ですよ、これはね。密輸入やっているし、関税法違反のもありますしね。それと麻薬の問題と二つ三つあるので、ちょっとほかとのいろいろな意見を聞いて、何となく被告人だけの話で聞いて、それを専ら弁護しているというような感じを受けて、やりきれなくてですよ。

だから、ちょっと検察のほうが非常に聞いても調べていて言っているというところに。弁護側は非常に単調に言っているんですね。これで弁護って、弁護人といえどもやはり犯罪がちょっと国際犯罪ですからね、家族のことだけ云々、金がないから云々、それに全てあれして同情を引くというか、そういう感じを受けてならなかったのですよ。本当は、私は裁判じゃないからそういうちょっと感じていたのでしょうけれどもね。つい、いろいろ考えちゃうわけですよ。犯罪が広がってるし。ただ単にこれ持ってきて、犯罪グループとそこの仲間かもしれないしね。

それよりも、この問題提起になったのは、国内に持って来てばらまかれますと非常に被害者が出てきて大きな社会問題をつくるわけですよ。日本の国民がもう犯されちゃうわけですからね。その害毒を考えますと、これはただ単に利益をそいつらだけのあれじゃないんじゃないかと、日本に対する被害がでかいということで、やはり重罪だなと思ったんですが。だから、そのときに弁護士さんのあれが何となくちょっと単調な感じ出たんですね。もうちょっとやはりいろいろな考え、セクション、連絡取り合って調べているのかなと。私は極端な話、向こうへ行って本当に御家族がそんなに貧乏なのか、中古販売やっているというのだからその店も看板出し

ているかもしれないし。あるいはグルになって金がないから何かないかと言ったら紹介してくれたその麻薬のやつから話がきて運んでくれんかというように、それ本当にこれ仲間なんじゃないかとか、ついそういう余計なことまで考えちゃうわけですよ。余りにもこう事件が多いですから、国際犯罪ですから、とても国内の一弁護士さんだって、義務でもあると思うので。何かもうちょっと関連いろいろなセクションと連絡とりながら、よく情報を集めてやっているのかなという、ちょっとその辺の疑念を感じたわけです。

【司会者】 ありがとうございます。弁護人の活動で先ほど竹内弁護士おっしゃった、裏づけがもう少しあったほうがよかったなというふうにお感じになった方はほかにいらっしゃいますか。こう言っているだけじゃないか、みたいな印象をちょっと持ってしまったというところは、なかったですかね。

あと、もう一つ竹内弁護士おっしゃったのは、証拠の量の点ですかね。これはちょっと検察官が出してくる証拠も合わせてということになっちゃうのですかね。

皆さん経験された裁判で、証拠がもうちょっとあったほうがいいんじゃないかとか、このぐらいでよかったんじゃないかとか、そういった、ちょっと弁護人の活動というよりは全体的な部分かもしれませんが、何か竹内先生の質問に対して、御感想とかおありの方いらっしゃいますか。

1番の方、どうぞ。

【1番】 いや、量からするといいのかどうかと、こっちの判断かわからないですよ。だから、この事件に対して、じゃあどれだけの量を出せばいいのかというようなことの、我々はちょっと判断できないんじゃないですかね。

【司会者】 むしろ、そうですね。そうすると聞き方をちょっと変えて、例えばもうちょっとここを知りたかったのに証拠がないということがよくあったのか、それともそこは余りそういうストレスは感じられなかったのか。

【1番】 私は特に感じなかったですね。

【司会者】 そうですか。

【竹内弁護士】 どうでしょう，4番さんの担当された事件は，やはり御家族が，被告人家族がいるという点を6番さんのときと同じように，一応は考慮していて，4番さんが担当されたときには，被告人の言い分，ああなるほど，家族が大変なんだということをお感じになりましたか。

【4番】 そうですね，すごく強調されたのが，被告人の人も，そういうところで働いているのに，そういうお仕事にされていたわけですね，何か税関みたいな感じのところを務めていたのに，そういう仕事に入るということは，よほど，本当に生活苦なんだろう，そして，あと一人は，預かっている女の子のお母さんがやはり麻薬中毒だったと，その子を預かっていると，そういう姿を見ているのに，こういうふうに手を染めたというのは，よほどお金が必要だったということを強調されたわけですね。文面にも書いてあって。だから，相当あの人たちも見ていると涙ぐんでいるわけですよ。ごめんなさい，ごめんなさいとおっしゃっている姿を目の当たりにすると，ああ何か本当はやりたくなかったんだろうなと思っちゃったところと，あと先生がやはり本当に逼迫しておっしゃるんですね，そこを強調して。こういうことでこうだからこうだったと，本当に要領よくおっしゃるのですから，そこも何かこう入っちゃうわけですね。それでみんなで話し合ったときに，やはりそういうことをおっしゃるんだから，そういうふうに住生活をしていたのだから，これならちよっと可哀想なんじゃないかなというところで話し合ったところで，こういうふう

に結果をしたんですね。

だから，やはり先生のおっしゃる言葉というのは，私たちは素人ですから，本当にストレートに受けちゃうわけですよ。何にも知らないで聞いているから。だから，やっぱりそのところで要点をぱっぱと言われると，そこだけが頭に入ってくるというのですか，そこがすごい強かったですね。

【司会者】 今の御意見は参考になったんじゃないでしょうか。

【竹内弁護士】 能力の高い方だったんでしょうね。

【4番】 ごめんなさい，こんなことで。

【司会者】 ありがとうございます。いい御意見だと思います。

弁護人の活動について、まだほかにもあろうかと思うのですけれども、ほかの方で何か、ちょっと話題を変えても構いませんので、何か御感想とか御意見があればおっしゃっていただければと思いますが、いかがですか。

【6番】 私、たまたまその先ほどの麻薬の、6cmから8cmくらいの長方形で、2.7cm前後のこれも飲むわけですね。80袋ですか。これ、8時間かけて飲む、その話聞いたとき、もう大概是びっくりしますね。普通じゃないですから。お腹こんななっているわけです、その外人ね、よっぽどの胃袋でかいのかなと。そうすると、何かやっぱりまともじゃないんですよね。そういうことを一応弁護士さんは聞いているはずですし、それでもやっぱり弁護しなきゃならないと。先ほどの話を聞いて、大変な仕事だなというのが再認させられましたけど、そういうとんでもないものを飲んででも持ってくるわけですからね、隠して。ばれちゃったわけだけでも。お腹の中に、私は麻薬は知らんけれども、よく荷物に入れて持ってくるのは一般的ですけれども、腹の中に入れて隠しとおして持ってきたわけだから、そういうあれですよね。だけど、そういう人も弁護しなきゃいけないわけですから、大変だなという。

【司会者】 その辺の御苦労はいかがですか。

【6番】 私も本当に、調査すべきこと結構あるんじゃないかと思ったけど、ちょっとこれにつけては。

【野口弁護士】 事件は選べませんので、どんな事件でも弁護して、その中でここはと思うところを伝えようとするわけですが、その意味で5番の方が最初のころに、結構弁護人が苦労されていたのかなというような感じのことをお話しになって、その点でもし何か御感想でもあれば。

【5番】 このひったくりを行った犯人が、バイクの前にインナーポケットというのがあるそうですけど、そのポケットの中に、携帯電話と逃げる途中で財布を落としているんですね。弁護人は、その財布はブランド品で、他人にとっても価値の

あるものだから身につけていて落としても不思議はないだろうと、そのバイクは盗まれたことになっていきますから、盗んだ人が犯行に及んだんだと。でも、中身は現金14円しか入ってないという財布で、他人の財布を、現金ほとんど入っていない、幾らブランド品でもわざわざ身につけるかなと、弁護人はその財布がブランド品だということを強調されていたのですけれども、それと、携帯電話も証拠品として残しちゃってますし、非常に弁護しにくい事件だったんで、これは大変だっただろうと、御苦労を感じたです。

【野口弁護士】 いろいろ大変なこともありまして。

【司会者】 でも裁判員の皆さん、やはり弁護人の御苦労も結構思いをはせておられる方、いっぱいいらっしゃいますので、わかってもらえてないということはないと。

【野口弁護士】 ありがとうございます。

【司会者】 頑張っていただけだと思いますけど。ちょっと、どういう会かわからなくなってきまして済みません。

それでは、弁護人のパートそろそろ終わりにしたいと思います、よろしいでしょうかね。

最後になりますが、裁判官のパートに移りたいと思います。

いろいろな裁判官が担当していると思いますけれども、担当された裁判官の説明などについて、印象に残っている点があればお聞かせいただきたいと思います。

裁判官としては、今回、高橋裁判官、小川裁判官に来てもらっていますので、自己紹介をお願いします。

【高橋裁判官】 千葉地裁で、柴田裁判長のところの合議体と一緒に裁判員裁判を今、担当しています高橋と申します。よろしく願いいたします。

私は裁判員裁判の制度が始まったときから、刑事部で裁判員裁判を担当しています、ちょっと詳しく数えてないのですけれども、40件から50件ぐらいの裁判員裁判を担当しています。

わかりやすさというテーマですけども、わかりやすいのはもちろんなのですが、判断に必要な事項は出さなきゃいけないというふうにも、そこはきちんと出さなきゃいけないので、判断に必要な事項をわかりやすく、どういうふうに出せばいいのかな、出してもらえばいいのかなというようなことを考えながら裁判の準備をしているところです。

あと、評議のときは、来ていただいた皆さんに、言い残したことがあるとか、そういう気持ちをもってもらわないで帰っていただきたいなというような気持ちでやっています。それに当たって、毎回来ていただく裁判員の方とか補充裁判員の方は毎回違いますので、どのタイミングでどんな形で説明をして、内容をどういうふうにしようかとか、そういうことも合議体で話し合いながら、試行錯誤しながらやっているところです。

そのあたりも、皆さん、その当時は余り思わなかったけれども、うちに帰ってみたらこう思うことがあったとか、そういうこともあろうかと思しますので、ここがよかったとか、ここは悪かったとか、こうしてほしかったとか、そういった点があれば、ぜひ教えていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

【小川裁判官】 裁判官の小川と申します。

ことしの1月に裁判官になりまして、今まで担当した件数というと6件ということになります。本日は皆さんのお話を伺って、大変勉強させていただいています。

私のほうからお伺いしたいこととしては、裁判官は裁判員の方と審議中であつたり評議の間だつたり、一番長くいると思うのですが、その際に、刑の基本的な決め方であつたり、いろいろな説明をさせていただくことがあると思います。その点の説明とかでわかりにくかった点があつたり、あとは具体的に刑を考えていく中で、刑務所での生活はどうだったんだろうみたいなことを疑問に思われる方は結構いるのですが、それ以外の点で、こういうことを聞いたかったんだけど聞けなかったというふうなことがあつたり、そういう話を聞いてよかったということがあれば、お聞かせいただければなと思います。

【司会者】 私からも、よろしく願いいたします。

それでは、裁判官の活動について御意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

では、4番の方からどうぞ。

【4番】 私のときは、すごく裁判官の方が本当に一つ一つ詳しく説明してくださるので、私たち何も知らないから、罰金刑って、お金がないのにじゃあどうやって払うんですかということまで詳しく教えていただいたのと、最後に被告人に何か言いたいことないですかとおっしゃって、みんな言ったら、最後のときに、被告人に、本当に全部私たちが言いたいことを全ておっしゃってくださったんですね。すごくそれが感動しました。何か本当にここに来て四日間やってよかったなという、本当にその一言一言、言っていた後にもみんなでああよかったねって、やったかがあったねという感想ですね。

以上です。

【司会者】 ありがとうございます。

1番の方、どうぞ。

【1番】 私は、裁判官の方は非常に固い人かなというようなことで、最初思っていたのですけれども、評議室に入って、最初裁判長から進行していただいて、裁判長みずからプライベートの話を始めて皆さんを柔らかくして、それから皆さんの意見を聞いて、それで最終的にはみんなの意見を集約して最後の判決のほうにもっていくわけですけれども、そういう順序立てとといいますか、進行、あるときは冗談言いながらやっていただいて、非常に我々もその中に入って、自分本来の意見を出させるようなムードをつくっていただいたなというような感想です。

【司会者】 ありがとうございます。

ほかの方はいかがでしょうか。

では、6番の方。

【6番】 私も、最初にちょっと言いましたけれども、大変工夫されてますなど

思いましたね。黒板にいろいろ箇条書きにしてわかりやすく書いたり，あるいはちょっと映像みたいな写したり，そういった，雰囲気をよく見ながら，話しやすいように非常に環境つくり工夫されていると。そして，割合と皆さん若い方がやられているのでびっくりしました。ですから，私も固くならずいろいろお話しできましたし，確かにいろいろと取り入れて，やっぱり総合的に判断して，懸命な裁判しているというふうに見受けましたので，ぜひこういうことを維持していただきたいなと思いますね。ありがとうございます。

【司会者】 ありがとうございます。

では，3番の方，どうぞ。

【3番】 私の印象は，裁判官の方が物すごく気を使っておられるという印象ですね。気を使う方が裁判官になられているのか，裁判員制度入って気を使われたのかとちょっと思いましたけれども，大変だなと思いました。

一つ，審議をするにしても，3人の裁判官のまず担当分けというのですかね，右の人が司会をやれば左の人が問題の分析をしていく，それで裁判長が采配をふるうと。そういうのが，これ裁判員制度に入るに当たって，相当訓練されたのかというふうにとちょっと思っていて，逆に言えば成功するためにここまでやっておられるのかというのを，物すごく感じましたね。

あと，疑問になるところは何回もその都度その都度聞けばそれぞれ答えてくれるし，全員に発言させるような配慮をされていますよね。あれはすごいなという面もありました。一人の人に偏らないで，若い人，年寄り。特に私たちのチームは，二十代の方が3人いましたから，8人のうち。多分左陪席の一人は若い人だと思う。それでも一生懸命気を使っておられたので，ちょっと感心しました。

【司会者】 どうもありがとうございます。

この辺で少し裁判官から，感想とかさらにお聞きしたいこととかあれば。

【高橋裁判官】 そうしましたら，説明のところで，4番の方，まず詳しく説明してもらってよかったというような話をされていたのですけれども，いつ，どれぐ

らい詳しく説明するかというのは毎回悩むところでして、最初から全部詳しく説明すると、疑問にも思っていないのに、わーと説明をされてしまうと頭に入らないだろうとか、それであれば、少し進んでから疑問に思えたことが出てきた時点で、説明したほうがいいのかとか、そういう点も考えながらやっているのですけれども、参加されてみて、詳しい説明というのは最初からどれぐらいたくさんされたのかとか、最初から説明をたくさんしてもらったほうがいいのか、それともその都度疑問に思った段階でされたほうがいいのかとか、何かそのあたりについて御意見があれば伺ってみたいなというところはあります。

【司会者】 今の点は、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

【4番】 そのところは、やはりこちらのほうから質問するときにはわかりやすくしていただいたほうがすごくよかったですね。最初からじゃなく、やはり最初は文面を読んでいて、そこでちょっと疑問にあることないですか、と聞かれたときに、この意味がわからないので教えてくださいというふうに私たちはしたんですね。だから、そのところはすごくよかったですなと私は思いました。

【高橋裁判官】 ありがとうございます。

【司会者】 どうぞ。

【高橋裁判官】 それから、ほかの方で、ちょっと誰が御発言されたかメモをとるのを忘れてしまったのですけれども、発言をすることに、全員が発言をできるように配慮をされているとか、環境づくりに苦労しているとか、そういうような御意見をいただいたのですけれども、それについて、最初は誰とは言わないで、御意見を求めたほうがいいのか、それとも指名をした上で、じゃあ何番さんお願いしますとか、そういった形でやったほうがいいのか、その点についてどのようにお感じになったかという点を教えていただけたらなと思います。

【司会者】 では、3番の方、いかがでしょうか。

【3番】 私の場合は、最初は私、名指しされて、指さしというのですかね、ど

うぞと言っていったほうがいいように思います。一日二日されると多分意見皆さん言われるし、その人の傾向が出てくるような感じはしましたね。やはり最初は順番に発言を求められたほうがいいように思います。そうすると、今の予備の人でも裁判員の人でも、同じような立場でおっしゃると思います。

あと、若い人でしたら、聞いた、最後までいてよかったと、あしたの判決まで出ていこうと、こういうことをおっしゃってましたので、最後まで分け隔てなくやられたのがよかったと思います。

【司会者】 補充裁判員についてのお話も出ましたが、8番の方も同じような意見をおっしゃっていたというふうにお聞きしていたのですけれども、そうですか。

【8番】 そうですね。やっぱり裁判員と補充裁判員とで役割がちょっと分けられてしまうのかなということはあったのですけれども、その評決に入る前までは自分の意見も自由に述べられたので、そこの部分でちょっと自分から頑張って発言していけば、裁判員の方にも伝わるのかなということで、分け隔てなく意見が言えていいなというふうに感じました。

【司会者】 ありがとうございます。

7番の方はいかがですか、同じ補充裁判員という立場で参加されたということでしたが。

【7番】 最初、補充裁判員ということだったのですけれども、いざ審理だと評議、補充という立場を忘れまして。一裁判員として発言していたような気がします。裁判員の中に、物すごく口下手というか、発言が苦手な方がいまして、最初の自己紹介のときにそんな感じなのかなと思ったのですけれども、裁判官、裁判長ですかね、みんなの意見を聞き取るために発言が少ない方に対しても、気を使ってというか、何番さんどうですか、というのはやっていた記憶は残っていますね。

【司会者】 ありがとうございます。

2番の方も、うなずきながら聞いておられましたけれども。

【2番】 実際、最後の裁判所で補助の人は傍聴席に行かれるじゃないですか。

そのときのことも、その補助の人たちでしか見られないちょっと犯人の顔というか被告人の、私たちがああいうふうにすごい悩んで決めたのに、すごいちょっと笑ってたよとかというふうに言われて、私たちもそれは本当によかったのか、してやったりと思われたのか、彼女とかお母さんたちがいたので、軽く済んだよというふうに安心の笑顔だったのか疑問だねというふうに、そういう情報とかも得られたので、やはり補助の方も、私たちは本当に補助だからいけばいいやというのじゃなくて、8人一緒にやれたら、いろいろなこと、人のことを、人生をやはり左右させる判決をしなきゃならないので、重くても軽くても。だからみんなで同じ興味を持って私はどうせ最後は票を入れられないからというのじゃなくて、私も参加したい、やってよかったというふうに全員が思えるようにと思います。そのときの量刑は何で何年にしたのかというのも自由に、こういう背景があってこういう何年にしたと、こういうふうに決めたといって、いろいろな人のまたそこで意見も聞いて、ああじゃあ自分は重かったんだ、軽かったんだとかという反応も、またそこで試行錯誤ができるのでとてもいい機会だったと思います。

【司会者】 ありがとうございます。

では、1番の方、済みません。

【1番】 大体2番の方がおっしゃったようなことですね、あとつけ加えると補充裁判員という、ただ名前だけであって、8人が同じ立場でいろいろ評議するものだと思うのですよ。ただ、あそこの法廷の中で、6人しか座れないからただ6人だけであって、あとは判決するまでは8人で、うちの場合もいろいろ意見を出し合って話ししましたし、じゃあ補充の方の意見も、判決はどのくらいですかと、全部意見を出し合ってやりましたので、それを補充どうのこうのとはないと思いますけれどもね。

それと、最初意見をどうするかというところなのですから、やはり8人最初集まると、皆さん知らない人ばかりですから、最初にやはり裁判長のほうから指名していただいて、3番の方と同じ意見なのですから、それで大体和んでくれ

ば皆さんが手を挙げて話すようなことになると思います。

以上です。

【司会者】 どうもありがとうございました。

小川裁判官、何かありますか。

【小川裁判官】 日程の点とかでお伺いしたいのですけれども、評議とかの時間で、もう少し考えたかったのに多数決をとることになってしまったみたいなことがあったりするのかなという点と、あと、2番の方と8番の方ということになってしまいかもしれないのですけれども、一度に複数に事件をやる場合に、1件1件の印象をとというのが、恐らく検察官のほうからまず最初に全部証拠が出てきて、その後被告人に話を聞くという流れだと思うのですけれども、それでごっちゃになってしまったりということはなかったのかなという点ですね。お聞きしたいかなと思います。

【司会者】 種類が違うような質問、よろしいですかね。

まず、評議の時間が十分あったかどうかという点についてはいかがですかね。あれ、もう決めちゃうのみたいなところはなかったかなということですかね。

今、お聞きしている範囲だと、十分意見は出していただけているのかなというふうにお聞きしていましたが、そういう理解でよろしいでしょうかね。ありがとうございます。

それから、もう一点は、たくさん事件を審理するときのわかりやすさという点ですかね。これは、たくさん事件を審理された2番の方と8番の方なのですからけれども、いかがでしたか。何かたくさん事件やっているのですけれども、区別というか、一つ一つはわかりましたか。

【2番】 一つ一つは、そうですね、最初に述べた、検察の方が用意してくれた資料でと一覧表にしてくれたのがあったので、争点はその催涙スプレーを使った強盗にそれが当たるかどうかという争点だったのですが、それ以外のものはほとんど自分の便を使ってまき散らしてうちに入ったりとか、女の人、通っている人の顔

に押しつけたとかという，それと催涙スプレーとという感じで，そこに検察官が挙げられた以外にも，実際にほかでもやっていますか，と言ったらやはりもっとやってらしていて，認められたのですけれども，一覧表にさせていただいたおかげで，逆にそんなにごっちゃにならずに済んだというか，逆に催涙スプレー，争点にするのはそこで，でもそれ以外は複数でやっているとというので，大まかに私のときは分けられたので，まだそこまでごっちゃではないのですけれども，ただその糞便を使った事件に関して，許した人と許せてない人ってまた分かれてきてて，すごい時間足りないといえばそうかもしれないけれども，でも，それ以上引っ張ってもしようがないかなというところもあって，多分四日間の話し合いだったのですけれども，それがもし一日二日もし長引いていたら，何か変な話ですけども，刑が軽くなっていた可能性というか，情が移る可能性というか，何か若いから更生のあれも含めていいんじゃないかとかというふうになってしまうので，確かに複数で大変だったのですけれども，やはり私の場合は四日で妥当だったかなという感じはしますね。だから，最初は皆割り切ってはいたんですね。4番の方もおっしゃられてたのですけれども，やはり弁護士さんとかがわーって言ったりとかすると，そこに心情が入っちゃうので，評議に戻ったときも，きのうはこう言っていたけど，同じ人なのですけど，言い方が違っているとかすると，みんな何かちょっとずつ情が入ってきちゃっているんで，これでまた量刑決めるのまた難しいなみたいな感じで。だから，複数のときもその図式化というか，話がそれでも，実はこうですよとか，あと，本当に争点にしたいというところを検察官の人は目立ってアップしてくれていたんで，すごいわかりやすかったかなと。その資料ですね。逆に弁護士さんのほうは，資料いたいたのですけれども，式次第みたいな感じで，どきっ，という感じで，空欄があったんです。しゃべるときはわーっというふうに早口だったので，とてもその空欄に書く時間はなかったんですね。結局，補助の裁判官の人がたくさんの資料を見て，実はこれでこう，書類を全部めくってくれて，こういうこと言っていました，こういうこと言っていましたという感じで言ってくださったので。外にも結構出れ

なかったですね、ずっとお弁当だったので。そこまでやはりやらなきゃいけない、ほかの方はちょっとわからないのですけれども、まさか中でお弁当を食べなきゃいけないぐらい時間がない、話し合いに時間がないというふうに思っていなかったもので、ちょっとびっくりしていたのですけれども、でもそれで缶詰で三日。そうですね、話せてそれなりの結果は、ごちゃ合わせにならずに出せたのではというふうに。でも、やはり特殊な事件だったので、違う意味で難しいところがありましたね。

【司会者】 ありがとうございました。

8番の方はいかがですか。複数の事件を経験されて。

【8番】 事件が複数6件あったというのは、やはりちょっと一日、二日と事件の内容と、あと、弁護人、弁護士さんが弁護して、こういう背景もありますということで、やはりちょっと混ざってしまうところはあったのですけれども、犯行が結構短期的に行われていたということと、その被告人がどういうことを考えていて、どういうことがあってという背景も踏まえながら、その事件をどんどん検察官が出された表に当てはめて考えていくことができたので、わかりやすかったのはわかりやすかったのですけれども、ただ、その一つ一つの印象というものが、やはりちょっと薄くなってしまふのかなというのにはありました。

あと、その被害に遭われた方のお母さんが証人として立ってくださったときに、やはりその1個の事件に集中して見てしまうというのもあったのですけれども、その事件が全部強姦であったり強姦致傷であったりとかして、全部同じような内容の事件だったので、被害に遭われている被害者の方の家族さんも、そういうことをやはり考えているんだなということで、全部共通した感情が持てたのはわかりやすくいいかなというのにはありました。

ただ、ちょっと事件の一つ一つの内容が多くあったので、メモ取る時間であったり、そのメモするメモの用紙の場所であったりとか、そういうことをちょっと整理する時間が少なかったかなという印象はありましたね。

【司会者】 ありがとうございます。

それでは、裁判官のパートで何か最後に思い出したこととかおっしゃっておきたいこととか。

【3番】 ちょっと一つお願いがあるのですけれども。

【司会者】 はい、どうぞ。

【3番】 終わった後に、青い紙一枚で、感謝状というのですか、ご苦労さんでしたというのをいただいたのですけれども、名前も日付けもないんですよ。せっかくいただけるのだったら、名前入れてもらって日付けを入れてほしいなど。さっきアンケートでバッジどうしましたかというのがありましたけれども、バッジは番号がちゃんと入っているんですね。でも、バッジよりはやはり、あれ感謝状というのですか。

【司会者】 感謝状ですかね。

【3番】 形式としては、やはり名前と、くどいようですけれども、日付けを入れていただくとありがたいかなと、ちょっと御注文をしたいと思っております。

【司会者】 検討させていただきます。ありがとうございました。

そうしましたら、時間も大分過ぎて申しわけございません、最後の、これから裁判員になれる方に、ぜひ経験された先輩として一言ずつメッセージをいただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

1番の方から順番にお聞きしたいと思います。

【1番】 私も、今回初めて参加させていただきまして、裁判というのは、最初法廷の中に入って、法廷というのはどういうふうになっているのか、まずそこがわかりましたよね。あと、裁判の進め方、どういうふうに順序立ってやるのか。裁判を進めるための評議ですか、評議もああいう会議室で、皆さんとこういろいろ意見を話しながら進めていくのかと、いろいろなことが全てもう勉強になりまして、裁判に対する知識とか興味とか、それが今後につながってくると、今、日常茶飯事いろいろ事件ありますけれども、自分なりに何でこういうふうになったのかというよ

うなことも考えながら、一つ一つ事件に対する興味も湧くと思いますので、ぜひ当選されれば参加すると、不参加にはしないというようなことで、私は勧めたいと思います。

【司会者】 ありがとうございます。

2番の方、よろしくお願いします。

【2番】 私も1番の方と同じなのですけれども、面倒くさがらず、勇気を持って、必ず何か得るものがあるので、参加していただければと思います。

【司会者】 ありがとうございます。

3番の方、お願いします。

【3番】 裁判員経験してちょっと聞かれるのは、自分もなれるだろうか、やれるだろうか、年をとった人からはよく、体力がいることは確かだろうと、もう一つは、審理だとか評議はこれ問題はないというふうに思います。これは全部フォローしてもらえる。先ほど言った、常識的な判断、常識というのはその人の生き方そのものでしょうから、変えられませんから、そのまま参加していいんだろうと思う。ただ、問題というか、一つだけ言えることは、こうして裁判員にさせていただけることは、その裁判員になる人は、結局幸せな人なんです。会社に勤めていけば、やはり出してもらえる。事業をやっていれば、自分がいなくても事業を継続して裁判員になっている。家庭があれば、家庭の介護だとか何でも、一応ないかもしれない。主婦のことができれば、大きくなっているということですから、やはり恵まれた人が出てきていることをちょっと前提に置かなきゃいけないんじゃないかなと。だから、介護とかいろいろなところがあれば参加したくても参加できないはずですからね。そういうところをちょっと、裁判所のほうも念頭に入れてもらえればなと思います。あとは、つべこべ言わんと参加することで。

【司会者】 ありがとうございます。

それでは、4番の方、よろしくお願いします。

【4番】 私も、1番、2番、3番の方と本当に同じ意見で、やっぱり来たら躊

躊躇すると思いますけれども、やってみると本当に勉強になるので、やはり当たった方はやっていただきたいという気持ちですね。

【司会者】 ありがとうございます。

5番の方、お願いします。

【5番】 守秘義務が一番、裁判員を引き受けるかどうかで悩むところですが、裁判所のほうから、これとこれとこれについては他人に話してはいけないと明確におっしゃっていただけましたから、それ以外のことは話してもいいんだということで、非常にわかりやすく説明していただいたので、友達に聞かれても、話せる範囲内であったら答えますよということで非常に楽になりました。その話を同級生やなんか聞かれたときにも話すようにしております。70を超えていても、もし裁判所から封書が届いたら、ぜひ参加すべきだと勧めております。

以上です。

【司会者】 どうもありがとうございました。

それでは、6番の方、よろしくお願いします。

【6番】 やはり、日本の国民の一人として、やっぱり公正な裁判が行われることは大事ですから、国民の皆さんは積極的に参加していただくこと、これが大事になると思うのですね。いろいろ参加してみると、当初はいろいろと緊張しましたがけれどもそういうものでもないから、積極的に公平な裁判が維持されるように、我々の意見も話せるか、あるいはやって、ぜひ正しい裁判が行われますようにお願いしたいと思いますので、積極的に参加してもらいたいと願っております。

【司会者】 どうもありがとうございました。

それでは、7番の方、お願いします。

【7番】 もう皆さんがおっしゃっていますので同じ意見なのですが、必ずいい経験になって、得るものはあると思うので、ぜひ受けていただきたいということと、時間拘束されて缶詰ということがありますが、この千葉地裁が特別かわからないですが、評議室の環境もいいので、ぜひ受けていただければと

思います。

以上です。

【司会者】 ありがとうございます。

それでは、8番の方、よろしく申し上げます。

【8番】 やはりその裁判を受けてみないとわからないことも多いですし、教科書とかだけではわからないことも、一度裁判所に来て裁判を受けてみると見えてくるものがあるのかなということで、ぜひ勧めさせていただきたいなというのがあります。

あと、世代がどうしてもばらばらの方なので、どう接していいのかということもあったのですけれども、裁判に一人の裁判員としての意見を述べるということでは変わりがないので、積極的に話ししていただけたらなというふうに感じました。

【司会者】 どうもありがとうございました。

本日は、皆さんに活発に御意見をおっしゃっていただきまして、本当にありがとうございました。参加した私を含め、裁判官、検察官、弁護士の皆さんにも、非常に有益だったと思います。本当にありがとうございました。

これからも、裁判員裁判について御理解と御協力をいただきたいと思います。

きょうはどうもありがとうございました。